

会社法第791条第1項第1号に基づく
事後開示書類

(昭和電工光半導体株式会社との会社分割について)

昭和電工株式会社
(吸収分割株式会社)

吸収分割に関する事後備置書類

令和3年1月8日

東京都港区芝大門一丁目13番9号

昭和電工株式会社

代表取締役社長 森川 宏平



埼玉県秩父市下影森1505番地

昭和電工光半導体株式会社

代表取締役社長 臼田 雅彦



昭和電工株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び昭和電工光半導体株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、令和2年11月6日付吸収分割契約書（以下「吸収分割契約書」といいます。）に基づき、吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしましたので、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める事項を、以下の通り開示致します。

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和3年1月1日

2. 吸収分割会社における会社法第785条、787条及び789条の規定による手続きの経過

（1）会社法第785条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施したため、同法785条第1項第2号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

（2）会社法第787条の規定による手続きの経過

吸収分割会社は、会社法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続きは行っていません。

（3）会社法第789条の規定による手続きの経過（債権者の保護）

吸収分割会社は、本件吸収分割に際し、債務を吸収分割承継会社に一切承継させないため、会社法第789条の規定による手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第797条及び799条の規定による手続きの経過

（1）会社法第797条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、令和 2 年 11 月 11 日付で同社の発行済株式の全てを所有する吸収分割会社に対し、本件吸収分割をする旨並びに吸収分割会社の商号及び住所を通知いたしましたが、吸収分割会社は株式の買取請求を行っておりません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、令和 2 年 11 月 11 日付の官報公告により、吸収分割承継会社の債権者に対し、同条第 2 項第 1 号乃至第 3 号所定の各事項及び債権者が一定の期間内に異議を述べる事が出来る旨を公告致しましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、催告すべき知れたる債権者はありませんでしたので、個別の催告は行っておりません。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である令和 3 年 1 月 1 日をもって、吸収分割契約書に基づき、吸収分割会社が光半導体事業及びレアアース磁石合金事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記日

令和 3 年 1 月 5 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上